令和３年11月19日告示第171号

山武市建設工事の競争入札におけるくじ引き落札制限の試行実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、山武市が発注する建設工事の競争入札において、受注機会の確保による地元企業の育成を図るため、先に開札した案件でくじ引きにより落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）となった者が、その後に開札される案件でくじ引き対象になった場合は、くじ引き対象から除外し、他のくじ引き対象者から落札者等を決定する方式（以下「くじ引き落札制限」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用対象）

第２条　くじ引き落札制限は、建設工事の競争入札のうち、次に掲げる全ての条件を満たす複数の入札が執行される場合に適用する。

（１）　同一日に入札公告を行い、かつ、同一日に開札する案件であること。

（２）　発注工種（落札者等に求める許可を受けた建設業の種類。以下同じ。）が同一の案件であること。

（３）　入札参加資格要件が同一の案件であること。

（４）　入札公告にくじ引き落札制限の対象案件であることが明示されていること。

（適用除外対象）

第３条　前条の規定に関わらず、次のいずれかに該当する入札は、くじ引き落札制限を適用除外する。

（１）　総合評価落札方式を適用する場合

（２）　低入札価格調査を適用する場合

（３）　くじ引き対象者の全てが、先に開札した案件のくじ引き落札制限の落札者等のみの場合

（４）　その他市の発注を円滑に進めるに当たり、くじ引き落札制限が支障となる場合

（留意事項）

第４条　くじ引き落札制限については、次の各号に留意するものとする。

（１）　対象案件の開札順は、予定価格が高い順に設定するものとする。なお、対象案件の入札書提出締切時間は同日同時刻で設定するものとする。

（２）　落札者等の決定は原則として開札順に行うこととする。なお、先に開札した対象案件が、落札決定を保留した場合も同様とする。

（３）　対象案件のうち、一部の入札案件が中止又は取止めとなった場合は、当該入札案件はなか

ったものとみなし、入札手続きを続行するものとする。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、くじ引き落札制限の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。